

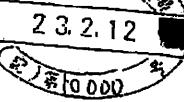
モデル記録1

国選弁護人選任請求等事件記録			
大阪地方裁判所第10刑事部			
事件番号	平成23年(記) 10000号		
被疑者及び被疑事件等			
被疑者 山田太郎			
被疑事件 傷害			
勾留日等 平成23年2月12日			
勾留場所等 大阪府■警察署留置施設			
請求者等	弁護人		
<input checked="" type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 職権 <input type="checkbox"/> 職権発動を求める申立人	大阪 太郎		
電話番号	電話番号		
保存始期	平成 年 月 日	保存終期	平成 年 月 日

別記様式第2-1号

(被疑者国選弁護・通常事件用)

国選弁護人選任請求書・資力申告書



裁判官殿

※該当する箇所の□印にレ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) 3(1)に記載した合計額の金額が50万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、大阪弁護士会に対して、国選弁護人選任の申出をする必要があります。

1 次の事件について、2に記載した理由により国選弁護人を選任することができないのを、国選弁護人の選任を請求します。

事件名 (ようがい)

2 理由

※(2)又はイの□印にレ点を付けた場合で、大阪弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

□ (1) 貧困のため

□ (2) 平成 年 月 日、大阪弁護士会に対して、国選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかつたため

□ ア 大阪弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかつた。

□ イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた。

□ ウ いまだ大阪弁護士会から連絡がない。

□ (3) その他の理由(具体的に書いてください。)

3 資力申告

私の次の資産の合計額と内訳は、記載したとおりで間違いありません。

(注意) 裁判所又は裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

(1) 合計 (金額 約 15000 円)

(2) 内訳 現金 (□無 有 → 金額 約 15000 円)

金融機関に対する預貯金 (□無 有 → 金額 約 0 円)

社内預金等 (□無 有 → 金額 約 0 円)

金融機関の自己宛小切手 (□無 有 → 金額 約 0 円)

郵便為替 (□無 有 → 金額 約 0 円)

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者(船員の場合は船舶所有者)に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

平成23年2月11日

氏名 山田太郎 印
(545年6月19日生)

※以下の欄は、留置担当官が記入

1添付書類 勾留状の写し 不在・不受任通知書

2取調べ担当検察官所属の検察官

3留置・収容場所 大阪府■警察署

4国籍 _____ 言語 _____

5他事件での国選弁護人選任の有無 無 有 (弁護人名)

日本司法支援センター大阪地方事務所のファックス受付時間
午前9時00分～午後5時00分

裁判官認印



国選弁護人候補指名通知依頼書

日本司法支援センター大阪地方事務所 街中			大阪地方裁判所	
進行番号	(支援センター記載欄につき記入不要)	通知回答期限	依頼日の翌日	依頼日 平成23年2月11日
被 疑 者	山田 太郎			生年 月 日 昭和 45年6月19日生
				勾 留 場 所 大阪府警察署留置施設
通 訳 言 語	勾 留 場 所 語	勾 留 場 所 場 所		
勾留日	番号	事件名		
平成23年2月12日	平成23年(記)第10000号	傷害		
国選弁護人選任 請求の別	□ 刑事訴訟法第37条の2	<input type="checkbox"/> 刑事訴訟法第350条の3第1項 同意確認を求める検察官 検察庁 検察官		
連 絡 事 項				

国選弁護人候補指名通知書

氏名		
国 選 弁 護 人 候 補	住所又は事務所	〒
	TEL	FAX
	所属弁護士会名	弁護士会
総合法律支援法第39条第2項に掲げる国選弁護人契約弁護士の別	<input type="checkbox"/> 総合法律支援法第39条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 総合法律支援法第39条第2項第2号	

勾留等請求日 平成23年2月12日 被疑者 山田太郎

(5)

3

被疑者用

指揮印

勾留状

被疑者	住居業名	大阪市・区・・・丁目・番 大阪市営・・・住宅・棟・号室 ・・・
山田 太郎		昭和45年6月19日生
被疑事実の要旨 別紙のとおり		
被疑者に対する 傷害 被疑事件 について、被疑者を 大阪府警察署留置施設 に勾留する。		
刑事訴訟法60条1項 各号に定める事由 裏面のとおり		
この令状の有効期間は発付の日から7日とする。有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。		
平成23年2月12日 大阪地方裁判所 裁判官 署印		
勾留請求の年月日 上記勾留状発付の日		
執行した年月日時 及び 場所 平成 年 月 日 午 時 分		
記名押印		
執行することができなかつたときは その事由		
記名押印 平成 年 月 日		
勾留した年月日時 及び 取扱者 平成 年 月 日 午 時 分		

H22.7.10.000(被疑者用)

4



別紙

被疑事実 の 要旨

被疑者は平成23年2月10日午後2時30分頃、大阪市・区・・・

丁目・番大阪市営・・・ 住宅・棟・号室前西方において、▲▲▲▲

(当時18歳)に暴行しようとして右示指を咬まれる等の抵抗をされた事に激高し、左手で同女の髪を掴んで引っ張り、首を絞め、更には鼻に噛み付くなどの暴行を加え、よって同女に対し全治一週間を要する顔面鼻部に咬傷の傷害を与えたものである。

以下余白

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由	
下記の 2,3 号に当たる。	
1 被疑者が定まった住居を有しない。	
2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。	
3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。	
勾 留 期 間 の 延 長	
延長の期間	延長の期間
平成 年 月 日まで	平成 年 月 日まで
理 由	理 由
平成 年 月 日	平成 年 月 日
裁判所	裁判所
裁判官	裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日	勾留状を検察官に交付した年月日
平成 年 月 日	平成 年 月 日
裁判所書記官	裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時	勾留状を被疑者に示した年月日時
平成 年 月 日 午 時 分	平成 年 月 日 午 時 分
警察署	警察署
刑事施設職員	刑事施設職員

日本司法支援センター大阪地方事務所のファックス受付時間
午前9時00分～午後5時00分

戴君官印

告頤賴依通知指名候補人選并選護人

日本司法支援センター大阪地方事務所 部申			大阪地方裁判所	
送行番号	(支所センター記載欄に記入不可)	通知回答期限	依頼日の翌日	依頼日 平成23年2月12日
被 延 者	山田 太郎		生年月日	昭和 45年8月19日生
			通 院 日 期	勾留場所
事件	勾留日	番号	事件名	
平成22年 2月 12日	平成22年(延)第00000号	傷害		
監護弁護人選任 請求の別	■ 刑事訴訟法第37条の2		<input type="checkbox"/> 刑事訴訟法第350条の8第1項 同意確認を始めた検察官 捜査官 捜査官	
結果				

國選弁護人候補指名通知書

被 告 人 情 况	氏名	大阪 花子 (おおさか はなこ)
	住所又は平時居所	〒 530-0047 大阪市北区西天満 中之島ビル 弁護士法人 法律事務所 TEL 06-63-XXXX FAX 06-63-XXXX
	所属弁護士名	大阪 弁護士会
	最高裁判所に提出した弁護士登録証明書第2号に掲げてある被告人の被告弁護士の用印	<input checked="" type="checkbox"/> 総合法律文書法第39条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 総合法律文書法第39条第2項第2号

勾書本票承平庄四字 二月十二日 被送者 山西大娘

平成23年2月12日

ファクシミリ送信書 (被疑者事件用)

大阪地方 裁判所
支部 令状部
裁判所書記官

日本司法支援センター大阪地方事務所
国連弁護課 ● ●
電話 [REDACTED]
FAX [REDACTED]

平成 23 年（記） 第 10000 号 国選弁護人選任請求事件
(被疑者 山田 大祐) について、下記文書を送付します。

七

1 指名通知书

1通

以上

※なお、受信された際は、遅やかに下記の受領印を返信していただけますようお願いいたします。

受 領 書 (被疑者事件用)

日本司法支援センター 大阪地方事務所
固邊弁護課

上記文書正に受領しました。

以 上

(裁判所受領印)



写

平成 23 年 (記) 第 10000 号

国選弁護人選任書

上記の弁護士を被疑者
弁護士 大阪花子
山田太郎 に対する
傷害 被疑事件の国選弁護人に選任する。

平成 13 年 2 月 12 日

大阪地方裁判所

裁判官

平成 23 年 (記) 第 10000 号

国選弁護人選任通知書

大阪地方 (区) 檢察庁 檢察官 殿
被疑者 山田太郎 殿
日本司法支援センター大阪地方事務所 御中

平成 23 年 2 月 12 日

大阪地方裁判所

裁判所書記官

天馬 一印
(内線)

被疑者 山田太郎
勾留場所等 大阪府警察署留置施設

上記の者に対する

傷害

被疑事件

について、別紙国選弁護人候補指名通知書記載の弁護士が国選弁護人に選任されたから通知します。

即日検察官・被疑者に通知済み	印
即日司法支援センターに通知済み	印

勾留等請求日 平成 23 年 2 月 12 日

10

モデル記録2

国選弁護人選任請求等事件記録

大阪簡易裁判所令状係

事件番号 平成 23 年(記)第 20000 号

被疑者及び被疑事件等

被疑者 山川 太郎

被疑事件 盗品等処分あつせん

勾留日 平成 23 年 2 月 3 日

勾留場所 大阪府■警察署留置施設

請求者等	弁護人
<input checked="" type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 職権	辻 一
<input type="checkbox"/> 職権発動を求める申立人	
電話番号	電話番号
保存始期 平成 年 月 日	保存終期 平成 年 月 日

別記様式第 2-1 号

(被疑者国選弁護・通常事件用)

国選弁護人選任請求書・資力申告書

裁判官殿

※ 該当する箇所の□印にレ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

(注意) 3(1)に記載した合計額の金額が 50 万円以上である場合には、この書面を提出して国選弁護人の選任を請求する前に、必ず、大阪弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出をする必要があります。

1 次の事件について、2 に記載した理由により私選弁護人を選任することができないので、国選弁護人の選任を請求します。

事件名 6 号 有償処分あつせん

2 理由

※ (2)ア又はイの□印にレ点を付けた場合で、大阪弁護士会から通知書を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

- (1) 貧困のため
- (2) 平成 23 年 2 月 3 日、大阪弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出たが、次の理由から選任することができなかつたため
 - ア 大阪弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかつた。
 - イ 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みをしたが拒まれた。
 - ウ いまだ大阪弁護士会から連絡がない。
- (3) その他の理由(具体的に書いてください。)

3 資力申告

私の次の資産の合計額と内訳は、記載したとおりで間違いありません。

(注意) 裁判所又は裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10 万円以下の過料に処せられことがあります。

(1) 合計	(金額 約 60 万 円)
(2) 内訳 現金	(□無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 金額 約 60 万 円)
金融機関に対する預貯金	(□無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 金額 約 0 円)
社内預金等	(□無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 金額 約 0 円)
金融機関の自己宛小切手	(□無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 金額 約 0 円)
郵便為替	(□無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → 金額 約 0 円)

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は貯蓄協同組合、貯蓄協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。
 ※ 社内預金等とは、使用者(船員の場合は船舶所有者)に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

平成 23 年 2 月 9 日

氏名 山川 太郎 印
(昭和 30 年 5 月 1 日)

※ 以下の欄は、留置担当官が記入

- 1 添付書類 勘定状の写し 不在・不受任通知書
- 2 取調べ担当検察官所員の検察官
- 3 留置・収容場所 大阪府■警察署
- 4 国籍
- 5 他事件での国選弁護人選任の有無 無 有 (弁護人名)

日本司法支援センター大阪地方事務所のファックス受付時間
午前9時00分～午後5時



国選弁護人候補指名通知依頼書

日本司法支援センター大阪地方事務所 御中 (支援センター記載欄につき記入不要)		大阪簡易裁判所	
進行番号	通知回答期限	依頼日の翌日	依頼日 平成23年2月10日
被 疑 者 山川太郎		生年 月 日 昭和 30年5月28日生	勾 留 場 所 大阪府警察署留置施設
		通 訳 言 語 語	
事件 件 平成23年2月3日	勾留日 番号 平成23年(記)第2000号	事件名 盗品等処分あっせん	
国選弁護人選任 請求の別	□ 刑事訴訟法第37条の2	□ 刑事訴訟法第350条の3第1項 同意確認を求めた検察官 検察庁 検察官	
連絡事項	2月22日まで勾留延長		

国選弁護人候補指名通知書

氏名			
国選弁護人候補	住所又は事務所	TEL	FAX
所属弁護士会名	弁護士会		
総合法律支援法第39条第2項に掲げる国選弁護人契約弁護士の別	<input type="checkbox"/> 総合法律支援法第39条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 総合法律支援法第39条第2項第2号		
勾留日 平成23年2月3日	被疑者 山川太郎		

平成23年2月3日

大阪弁護士会 御中

大阪 (□地方 □家庭 □簡易) 裁判所
裁判所書記官

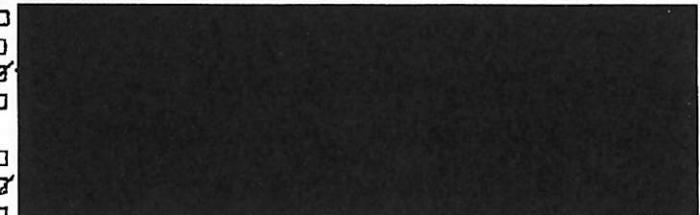
要訳の場合 (言語) 語/國語等

被疑者氏名 山川太郎
(昭和30年5月28日生)(男・女)

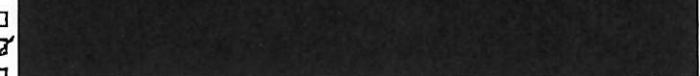
被疑者に対する下記の被疑事件について、被疑者から私選弁護人選任の申出があったので通知します。

1 罪名・罰則
※ 勾留された事件の罪名・罰則を記入する。

2 収容施設



3 送致警察等



4 勾留日 平成23年2月3日 □ 弁護士会に対する留守連絡

(以下は、弁護士会が通知をする際に記入する欄です。)

平成23年2月10日

申出人 殿
□ 地方裁判所 支部・御中
□ 家庭
□ 簡易



大阪弁護士会

通知書

貴殿からの上記の私選弁護人選任申出について、印を記した事項を通知します。

当弁護士会は、申出人に対し、申出人の弁護人となるとする者として弁護士を紹介しましたが、弁護士が申出人からの私選弁護人選任の申込みを拒みました。

当弁護士会には、申出人の弁護人となるとする者がいませんでした。

弁護士が私選弁護人として選任を受けました(受ける予定です)。

被疑者用

勾 留 状

被 疑 者 住 構 居 権 氏 種 氏 名

大阪府東大阪市**町番**号

山川 太郎

昭和 30 年 5 月 28 日 生

被 疑 等 実 の 要 旨 別紙のとおり

被 疑 者 に 対 す る 盗 品 等 処 分 あ っ せ ん 被 疑 事 件
に つ い て、被 疑 者 を [REDACTED] に 勾 留 す る。刑 事 訴 訟 法 60 条 1 項
各 号 に 定 め る 理 由 裏 面 の と おりこの 令 状 の 有 效 期 間 は 発 付 の 日 か ら 7 日 と す る。有 效 期 間 経 過 後 は、そ の 執 行 に 着 手 す
る こ と が で き な か っ た と き は そ の 理 由

平 成 23 年 2 月 3 日

大阪地方法院
検察官

勾 留 請 求 の 年 月 日 上 記 令 状 発 付 の 日

執 行 し た 年 月 日 時 平 成 23 年 2 月 3 日 午 後 0 時 53 分
及 び 場 所 大阪地方法院

記 名 押 印 司法書記官

執 行 す る こ と が で き な か っ た と き は そ の 理 由

記 名 押 印 平 成 年 月 日

勾 留 し た 年 月 日 時 平 成 23 年 2 月 3 日 午 後 1 時 30 分
及 び 取 报 者 大阪府検察署 业务長

B2-7. 10,000 (被疑者用)

指揮印

延長

延長

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由

下記の 1, 2, 3 号に当たる。

- 被 疑 者 が 定 ま っ た 住 居 を 有 し な い。
- 被 疑 者 が 罪 証 を 隠 滅 す る と 疑 う に 足 り る 相 当 な 理 由 が あ る。
- 被 疑 者 が 逃 亡 し 又 は 逃 亡 す る と 疑 う に 足 り る 相 当 な 理 由 が あ る。

勾 留 期 間 の 延 長

延長の期間 平成 年 月 日まで 延長の期間 平成 年 月 日まで

理 由 理 由

平成 年 月 日 平成 年 月 日
裁判所 裁判所
裁判官 裁判官

勾 留 状 を 檢 察 官 に 交 付 し た 年 月 日 勾 留 状 を 檢 察 官 に 交 付 し た 年 月 日

平成 年 月 日 平成 年 月 日
裁判所書記官 裁判所書記官

勾 留 状 を 被 疑 者 に 示 し た 年 月 日 時 勾 留 状 を 被 疑 者 に 示 し た 年 月 日 時

平成 年 月 日 午 時 分 平成 年 月 日 午 時 分
警察署 警察署
刑事施設職員 刑事施設職員

597 244

別紙

被疑事実の要旨

被疑者は、氏名不詳が窃取してきた第一種原動機付自転車1台（標識番号島根市
ま●●●、車台番号AF●-●●●●●）を盗品と知りながら、車台番号
を変造若しくは車台番号が刻印されたフレーム等を取り外し、これを被疑者が持参
した別のフレーム等に組み替える等の方法により、正規の第一種原動機付自転車と
して変更させた上、平成22年11月24日ころインターネットの
■に出品し、同第一種原動機付自転車を同月25日午後8時ころ大阪府●市
●町●番●号●●●●●町駐車場内において、▲▲▲に対し、これを代金7
万円で充却のあっせんをし、もって盗品の有償処分のあっせんをしたものである。

日本司法支援センター大阪地方事務所のファックス受付時間
午前9時00分～午後5時



国選弁護人候補指名通知依頼書

日本司法支援センター大阪地方事務所 西中			大阪高等裁判所		
送行番号	司法センター記載欄(二つを記入不可)	通知回答期限	依頼日の翌日	依頼日	平成23年2月25日
被 疑 者	山川 太郎		令和 30年5月28日生	勾 留 場 所	大阪府調査警察署留置施設
			西 京 吉 田	西	
事件 件	勾留日 平成23年2月3日	番号 平成23年(区)第20000号	事件名 盗品等処分あっせん		
国選弁護人選任 請求の別	■ 刑事訴訟法第37条の2		<input type="checkbox"/> 刑事訴訟法第350条の3第1項 <input type="checkbox"/> 同居複数を求めた検察官 <input type="checkbox"/> 捜査官 <input type="checkbox"/> 検察官		
選 択 事 項	2月22日まで勾留延長		<input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		

国選弁護人候補指名通知書

氏名	従 11 一 (よひやかわ いっ)	
国 選 弁 護 人 候 補	住所又は事務所	〒 541-0046 大阪市●区●町●一●●●●● 洋食店 ●●法律事務所
	TEL	06-●●●●-●●●● FAX 06-●●●●-●●●●
	所属弁護士会名	大阪弁護士会
	綜合法律支援法第39条第2項第1号 に掲げる国選弁護人契約弁 護士の別	<input type="checkbox"/> 総合法律支援法第39条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 総合法律支援法第39条第2項第2号
	勾留日	平成23年2月3日
	被 疑 者	山川 太郎

勾留日 平成23年2月3日 被疑者 山川 太郎

写

平成 23年(記)第 20000号

国選弁護人選任書

上記の弁護士を被疑者
弁護士 **辻川 一**
山川 太郎 大阪府
に対する
盗品等処分あつせん
被疑事件の国選弁護人に選任する。

平成 23年 2月 12日

大阪簡易裁判所

裁判官

平成 23年(記)第 20000号

国選弁護人選任通知書

大阪地方(区)検察庁 檢察官 殿
被疑者 **山川 太郎** 殿
日本司法支援センター大阪地方事務所 御中

平成 23年 2月 12日

大阪簡易裁判所

裁判所書記官

書記官
(内線)

被疑者 **山川 太郎**
勾留場所等

上記の者に対する

盗品等処分あつせん

被疑事件

について、別紙国選弁護人候補指名通知書記載の弁護士が国選弁護人に選任されたから通知します。

即日検察官・被疑者に通知済み	(印)
即日司法支援センターに通知済み	(印)

勾留等請求日 平成 23年 2月 3日

発信元名1:大阪地裁監禁令状当直室 発信元番号: [REDACTED]

相手先 画質モード 開始日時 時間 枚数 備考 結果 詳細

国選弁護人候補指名通知書

氏名	徳川 一 (よしかわ はじめ)
住所又は部署番号	〒 541-0046 大阪市 ●区 ●町 ●番地 ●号 淀屋橋 ・ 律事事務所 TEL 06-●●●-●●● FAX 06-●●●-●●●
所属弁護士会名	大阪弁護士会
適合法律支援法第39条第2項に該当する國選弁護人候補弁護士の別	<input checked="" type="checkbox"/> 合成法律支援法第39条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 合成法律支援法第39条第2項第2号

勾留日 平成 23年 2月 3日 勾留者 山川 太郎

平成 23年 (記) 第 20000号

国選弁護人選任通知書

大阪地方(区)検察庁 検察官 殿
被疑者 山川 太郎 殿
日本司法支援センター大阪地方事務所 御中

大阪高級裁判所

裁判所書記官



(内臓)

被疑者 山川 太郎

勾留場所等 [REDACTED]

上記の者に対する 被告等釈放あっせん 捜査事件
について、別紙国選弁護人候補指名通知書記載の弁護士が国選弁護人に選任されたから通知します。

勾留等請求日 平成 23年 2月 3日

平成 23 年 (記) 第 20000

号



請　　書

被疑者　山川太郎　に対する

国選弁護人選任書

上記のとおりお請けします。

平成 23 年 2 月 15 日

事務所 (所在地)

〒541-0046 大阪市 区 町 丁目 号
電話 法星舎

FAX

TEL:06-- FAX:06--

弁護人 辻川一



(大阪弁護士会所属)

- 大阪地方裁判所第 10 刑事部 御中
- 大阪簡易裁判所令状係 御中
- 大阪地方裁判所堺支部令状部 御中
- 堺簡易裁判所 御中
- 岸和田簡易裁判所 御中

〔総合法律支援法第 39 条 2 項に掲げる国選弁護人契約弁護士の別〕

総合法律支援法第 39 条第 2 項第 1 号
 総合法律支援法第 39 条第 2 項第 2 号